

離職者等再就職訓練（〇〇コース）業務委託契約書（案）

【参考：知識等習得コース】

委託業務の名称 離職者等再就職訓練（〇〇コース）業務

訓練科名 〇〇〇科 [コースNo.]

委託期間 訓練着手 年 月 日

訓練履行期限 年 月 日

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「△△△」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

第1条 乙は、別記「仕様書」に基づき、第2条に定める委託費（以下「委託費」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

（委託費の額）

第2条 委託業務の実施に必要な経費は委託訓練生（以下「訓練生」という。）一人当たりの単価とし、下表（外税）のとおりとする。

区 分	単位	予定人員	単価（外税）
訓練実施委託費	月	人	円

「月」とは、訓練開始又は、それに相当する日を起算日とし、翌月の応当する日の前日までの区切られた期間とする。

（契約の保証）

第3条 福島県財務規則第229条第1項第16号の規定により契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第4条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利又は義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は請け負わせてはならない。

（一括再委託等の禁止）

第5条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（委託業務処理状況の報告等）

第6条 甲は、委託業務の適正な実施を確保するため、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。乙はこれを正当な理由がなく拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

- 2 甲は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施に必要な是正を命じることができる。乙は、是正を命じられたときは、遅滞なく当該是正を行い、すみやかに甲に是正完了の届けを提出して再調査を受けなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託費の額又は履行期限を変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。ただし、訓練生数の減による中止又は変更に関しては損害賠償の対象としない。

(乙の請求による履行期限の延長)

第8条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第9条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第10条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から遅延日数1日につき委託費の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

(訓練実施報告等)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、処理成果を記載した委託訓練実績報告書に委託訓練生出席簿及び指導日誌を添えて、それぞれ甲が指示する日までに提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の委託訓練実績報告書を受領したときは、その日から10日以内に委託訓練の内容及び当該委託業務における職業訓練の受講実績について検査を行わなければならない。
- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、職業訓練の受講実績について調査を命じられたときは、遅滞なく当該調査を行い、甲に調査完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。
- 4 訓練期間が3か月を超える場合は業務完了前であっても、乙は、終了した3か月間を単位として報告し、調査を受けることができる。この場合の報告書類及び検査については上記1から3の規定を準用する。

(訓練実施委託費の支払い)

第12条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託費の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から30日以内に乙に対して委託費を支払うものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託費を支払わない、若しくは支払している委託費の一部又は全部を返還させることができる。

(1) 履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第4条及び第5条の規定に違反したとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき若しくは暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年経過しない者であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(4) 前3号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、

この限りでない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の部分又は一部が解除された場合。
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人。
 - (2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人。
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等。
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第10条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日(乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日)までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(秘密の保持)

- 第15条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 2 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(談合による損害賠償)

- 第16条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号の一に該当するときは、第13条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、(1)又は(2)のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。
- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6、又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(関係書類の整備)

第17条 乙は、委託業務に係る収支、職業訓練、就職支援の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、これらを保存しなければならない。保存期間は契約終了年度の翌年度から起算して5年後の年度末日までとする。

(補則)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第19条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

(電子契約による場合)

この契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

(以下は該当する場合に記載すること)

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

年 月 日

甲 住 所 ○ ○ ○

氏 名 福島県

福島県立テクノアカデミー○○

代表者 校 長 ○○ ○○ 印

乙 住 所 △ △ △

氏 名 △ △ △

代表者 △△ △△ △△ 印

別記

個人情報取扱特記事項（※資料7-2から7-6まで同様）

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

（事故発生時における報告等）

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じる

とともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

別記

離職者等再就職訓練（〇〇コース）業務委託仕様書

【参考】

※ 資料８－１のとおり

第1号様式

委託訓練実績報告書

年 月 日

福島県立テクノアカデミー〇〇
校長 〇〇〇〇 様

1 受託者名

住所

名称・代表者

2 委託業務の名称 離職者等再就職訓練（〇〇コース）業務

3 訓練科名 〇〇〇科[コースNo.]

4 委託期間 年 月 日～ 年 月 日

5 本業務による訓練生の状況

受講No.	氏 名	出席日数 (出席時間)	内 訳 等
1		日 (時間)	
2		日 (時間)	
3		日 (時間)	
4		日 (時間)	
5		日 (時間)	
6		日 (時間)	

(添付書類) 第2号様式 訓練生出席簿
第3号様式 指導日誌

第2号様式 訓練生出席簿（略）

第3号様式 指導日誌（略）

離職者等再就職訓練（〇〇コース）業務委託契約書（案）

【知識等習得コース・介護パッケージ用】

委託業務の名称 離職者等再就職訓練（〇〇コース）業務

訓練科名 〇〇〇科 [コースNo.]

委託期間 訓練着手 年 月 日

訓練履行期限 年 月 日

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「△△△」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

第1条 乙は、別記「仕様書」に基づき、第2条に定める委託費（以下「委託費」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

（委託費の額）

第2条 委託業務の実施に必要な経費は委託訓練生（以下「訓練生」という。）一人当たりの単価とし、下表（外税）のとおりとする。

区 分	単位	予定人員	単価（外税）
訓練実施委託費	月	人	円
職場見学等推進費	人	人	円

「月」とは、訓練開始又は、それに応答する日を起算日とし、翌月の応答する日の前日までの区切られた期間とする。

「職場見学等」とは、職場見学、職場体験、職場実習とし、職場見学のみオンラインによる実施を可能とする。

（契約の保証）

第3条 福島県財務規則第229条第1項第16号の規定により契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第4条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利又は義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は請け負わせてはならない。

（一括再委託等の禁止）

第5条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（委託業務処理状況の報告等）

第6条 甲は、委託業務の適正な実施を確保するため、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。乙はこれを正当な理由がなく拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

2 甲は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施に必要な是正を命ずることができる。乙は、是正を命じられたときは、遅滞なく当該是正を行い、すみやかに甲に是正完了の届けを提出して再調査を受けなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託費の額又は履行期限を変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。ただし、訓練生数の減による中止又は変更に関しては損害賠償の対象としない。

(乙の請求による履行期限の延長)

第8条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第9条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第10条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から遅延日数1日につき委託費の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

(訓練実施報告等)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、処理成果を記載した委託訓練実績報告書（添付書類：委託訓練生出席簿、指導日誌）かつ、職場見学等実施報告書（添付書類：職場見学等事業所確認票、職場見学等訓練生確認票）をそれぞれ甲が指示する日までに提出しなければならない。

ただし、職場見学等実施報告書（添付書類：職場見学等事業所確認票、職場見学等訓練生確認票）は委託業務を完了した時のみとする。

2 甲は、前項の委託訓練実績報告書を受領したときは、その日から10日以内に委託訓練の内容及び当該委託業務における職業訓練の受講実績について検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、職業訓練の受講実績について調査を命じられた

ときは、遅滞なく当該調査を行い、甲に調査完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

- 4 訓練期間が3か月を超える場合は業務完了前であっても、乙は、終了した3か月間を単位として報告し、調査を受けることができる。この場合の報告書類及び検査については上記1から3の規定を準用する。

ただし、職場見学等実施に係る報告を除く。

(委託費の支払い)

第12条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託費の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から30日以内に乙に対して委託費を支払うものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託費を支払わない、若しくは支払している委託費の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
(2) 第4条及び第5条の規定に違反したとき。
(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき若しくは暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年経過しない者であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (4) 前3号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の部分又は一部が解除された場合。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人。

(2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人。

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等。

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第10条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日(乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日)までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(談合による損害賠償)

第16条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号の一に該当するときは、第13条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、(1)又は(2)のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40

年法律第45号)第96条の6、又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(関係書類の整備)

第17条 乙は、委託業務に係る収支、職業訓練、就職支援の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、これらを保存しなければならない。保存期間は契約終了年度の翌年度から起算して5年後の年度末日までとする。

(補則)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第19条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

(電子契約による場合)

この契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

(以下は該当する場合に記載すること)

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

年 月 日

甲	住所	〇	〇	〇	
	氏名	福島県			
		福島県立テクノアカデミー	〇〇		
	代表者	校長	〇〇・〇〇	印	
乙	住所	△	△	△	
	氏名	△	△	△	
	代表者	△△	△△	△△	印

別記

離職者等再就職訓練（〇〇コース）「介護パッケージ有り」業務委託仕様書

【参考】

※資料 8－2 のとおり

第1号様式

委託訓練実績報告書

年 月 日

福島県立テクノアカデミー〇〇

校長 〇〇〇〇 様

1 受託者名

住所

名称・代表者

2 委託業務の名称 離職者等再就職訓練（〇〇コース）業務

3 訓練科名 〇〇〇科[コースNo.]

4 委託期間 年 月 日～ 年 月 日

5 本業務による訓練生の状況

受講No.	氏 名	出席日数 (出席時間)	内 訳 等
1		日 (時間)	
2		日 (時間)	
3		日 (時間)	
4		日 (時間)	
5		日 (時間)	
6		日 (時間)	

(添付書類) 第2号様式 訓練生出席簿
第3号様式 指導日誌

第2号様式 訓練生出席簿（略）

第3号様式 指導日誌（略）

第4号様式

職場見学等実施報告書

福島県立テクノアカデミー〇〇

校長 〇〇〇〇 様

年 月 日

- 1 受託者名
住所
名称・代表者
- 2 委託業務の名称 離職者等再就職訓練（知識等習得コース）業務
- 3 訓練科名 〇〇〇科[コースNo.]
- 4 職場見学等実施期間 年 月 日～ 年 月 日
- 5 職場見学等実施率 %
- 6 職場見学等実施状況

受講 No.	氏 名	職場見学等先事業所名及び実施日	種 別	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

(添付書類) 第5号様式 職場見学等事業所確認票
第6号様式 職場見学等訓練生確認票

第5号様式

職場見学等事業所確認票

- 1 受託者名
- 2 訓練科名 ○○○科[コースNo.]
- 3 職場見学等先事業所
名称
所在地

- 4 受入日時
年 月 日 : ~ : (時間)
年 月 日 : ~ : (時間)
年 月 日 : ~ : (時間)

- 5 訓練生氏名

受講 No.	氏 名	備 考
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

上記記載内容に間違いありません。

受入先事業所担当者署名 _____

第 6 号様式
案の1
(個別)

第 6 号様式

職場見学等訓練生確認票

- 1 受託者名
- 2 訓練科名 ○○○科[コースNo.]

職場見学等先事業所	実施日	種別

上記記載内容に間違いありません。

訓練生署名 _____

—

第6号様式
案の2
(一括)

第 6 号様式

職場見学等訓練生確認票

- 1 受託者名
2 訓練科名 ○○○科[コースNo.]

[illegible]

離職者等再就職訓練（知識等習得コース（託児サービス付加コース））業務委託契約書
(案) 【参考】

委託業務の名称 離職者等再就職訓練（知識等習得コース（託児サービス付加コース））
業務
訓練科名 ○○○科 [コースNo.]
委託期間 訓練着手 年 月 日
訓練履行期限 年 月 日

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「△△△」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

第1条 乙は、別記「仕様書」に基づき、第2条に定める委託費（以下「委託費」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに託児サービスの提供を含む頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

(委託費の額)

第2条 委託業務の実施に必要な経費は委託訓練生（以下「訓練生」という。）一人当たりの単価とし、下表（外税）のとおりとする。

区 分	単位	予定人員	単価（外税）
訓練実施委託費	月	人	円
託児サービス委託費	月	人	円

「月」とは、訓練開始又は、それに応ずる日を起算日とし、翌月の応ずる日の前日までの区切られた期間とする。

(契約の保証)

第3条 福島県財務規則第229条第1項第16号の規定により契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利又は義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は請け負わせてはならない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(委託業務処理状況の報告等)

第6条 甲は、委託業務の適正な実施を確保するため、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。乙はこれを正当な理由がなく拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

2 甲は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施に必要な是正を命ずることができる。乙は、是正を命じられたときは、遅滞なく当該是正を行い、すみやかに甲に是正完了の届けを提出して再調査を受けなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託費の額又は履行期限を変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。ただし、訓練生数の減による中止又は変更に関しては損害賠償の対象としない。

(乙の請求による履行期限の延長)

第8条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第9条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第10条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から遅延日数1日につき委託費の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（10・0円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

(訓練実施報告等)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、処理成果を記載した委託訓練実績報告書に委託訓練生出席簿、指導日誌及び託児サービス日誌を添えて、それぞれ甲が指示する日までに提出しなければならない。

2 甲は、前項の委託訓練実績報告書を受領したときは、その日から10日以内に委託訓練の内容及び当該委託業務における職業訓練の受講実績について検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、職業訓練の受講実績について調査を命じられたときは、遅滞なく当該調査を行い、甲に調査完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

- 4 訓練期間が3か月を超える場合は業務完了前であっても、乙は、終了した3か月間を単位として報告し、調査を受けることができる。この場合の報告書類及び検査については上記1から3の規定を準用する。

(訓練実施委託料の支払い)

- 第12条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託費の支払いを請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から30日以内に乙に対して委託費を支払うものとする。

(契約の解除)

- 第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託費を支払わない、若しくは支払っている委託費の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第4条及び第5条の規定に違反したとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき若しくは暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年経過しない者であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (4) 前3号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の部分又は一部が解除された場合。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人。

(2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人。

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等。

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第10条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日(乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日)までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(談合による損害賠償)

第16条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号の一に該当するときは、第13条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、(1)又は(2)までのうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6、又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(関係書類の整備)

第17条 乙は、委託業務に係る収支、職業訓練、就職支援の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、これらを保存しなければならない。保存期間は契約終了年度の翌年度から起算して5年後の年度末日までとする。

(補則)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第19条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

(電子契約による場合)

この契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

(以下は該当する場合に記載すること)

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

年 月 日

甲 住 所 ○ ○ ○

氏 名 福島県

福島県立テクノアカデミー○○

代表者 校 長 ○○ ○○ 印

乙 住 所 △ △ △

氏 名 △ △ △

代表者 △△ △△ △△ 印

別記

離職者等再就職訓練（〇〇コース（託児サービス付加コース））業務委託仕様書
【参考】

※資料８－３のとおり

第1号様式

委託訓練実績報告書

福島県立テクノアカデミー〇〇

校長 〇〇〇〇 様

年 月 日

1 受託者名

住所

名称・代表者

2 委託業務の名称 離職者等再就職訓練（知識等習得コース（託児サービス付加コース））
業務

3 訓練科名 〇〇〇科[コースNo.]

4 委託期間 年 月 日～ 年 月 日

5 本業務による訓練生の状況

受講No.	氏 名	出席日数 (出席時間)	内 訳 等
1		日 (時間)	
2		日 (時間)	
3		日 (時間)	
4		日 (時間)	
5		日 (時間)	
6		日 (時間)	

(添付書類)

第2号様式 訓練生出席簿

第3号様式 指導日誌

第4号様式 託児サービス日誌（参考様式）

第2号様式 訓練生出席簿 (略)

第3号様式 指導日誌 (略)

第4号様式 託児サービス日誌 (参考様式)

第4号様式（参考様式）

〇〇年度〇〇科託児サービス日誌

年	月	日（	曜日）	天	気
---	---	----	-----	---	---

○児童出席状況

○保育内容

時刻	内容	場所	担当保育士	備考

○特記事項

--

機関名	記載者		代表 確認	
-----	-----	--	----------	--

離職者等再就職訓練（知識等習得コース）業務委託契約書(案)
(年度またぎ用) 【参考】

委託業務の名称 離職者等再就職訓練（知識等習得コース）業務
訓練科名 ○○○科 [コースNo.]
委託期間 訓練着手 年 月 日
訓練履行期限 年 月 日

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「△△△」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

- 第1条 乙は、別記「仕様書」に基づき、第2条に定める委託費（以下「委託費」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

(委託費の額)

- 第2条 委託業務の実施に必要な経費は委託訓練生（以下「訓練生」という。）一人当たりの単価とし、下表（外税）のとおりとする。

区 分	単位	予定人員	単価（外税）
訓練実施委託費	月	人	円

「月」とは、訓練開始又は、それに応答する日を起算日とし、翌月の応答する日の前日までの区切られた期間とする。

(契約の保証)

- 第3条 福島県財務規則第229条第1項第16号の規定により契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利又は義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は請け負わせてはならない。

(一括再委託等の禁止)

- 第5条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。
- 3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(委託業務処理状況の報告等)

- 第6条 甲は、委託業務の適正な実施を確保するため、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。乙はこれを正当な理由がなく拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

- 2 甲は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施に必要な是正を命じることができる。乙は、是正を命じられたときは、遅滞なく当該是正を行い、すみやかに甲に是正完了の届けを提出して再調査を受けなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託費の額又は履行期限を変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。ただし、訓練生数の減による中止又は変更に関しては損害賠償の対象としない。

(乙の請求による履行期限の延長)

第8条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第9条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合には、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第10条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から遅延日数1日につき委託費の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

(訓練実施報告等)

第11条 乙は、※訓練着手が3月2日以降の場合は（）内削除（訓練開始年度の支払い対象算定基礎月が終了したとき及び）委託業務を完了したときは、処理成果を記載した委託訓練実績報告書に委託訓練生出席簿及び指導日誌を添えて、それぞれ甲が指示する日までに提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の委託訓練実績報告書を受領したときは、その日から10日以内に委託訓練の内容及び当該委託業務における職業訓練の受講実績について検査を行わなければならない。
- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、職業訓練の受講実績について調査を命じられたときは、遅滞なく当該調査を行い、甲に調査完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。
- 4 訓練期間が3か月を超える場合は業務完了前であっても、乙は、終了した3か月間を単位として報告し、調査を受けることができる。この場合の報告書類及び検査については上記1から3の規定を準用する。

(訓練実施委託費の支払い)

第 12 条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託費の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から 30 日以内に乙に対して委託費を支払うものとする。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託費を支払わない、若しくは支払している委託費の一部又は全部を返還させることができる。

(1) 履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第 4 条及び第 5 条の規定に違反したとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき若しくは暴力団又は暴力団員でなくなった日から 5 年経過しない者であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(4) 前 3 号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただ

し、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の部分又は一部が解除された場合。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人。

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人。

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等。

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第10条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日(乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日)までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(談合による損害賠償)

第16条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号の一に該当するときは、第13条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、(1)又は(2)のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6、又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(関係書類の整備)

第17条 乙は、委託業務に係る収支、職業訓練、就職支援の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、これらを保存しなければならない。保存期間は契約終了年度の翌年度から起算して5年後の年度末日までとする。

(補則)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第19条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。
この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

(書面契約による場合)

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

(電子契約による場合)

この契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

(以下は該当する場合に記載すること)

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっては、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

年 月 日

甲 住 所 ○ ○ ○

氏 名 福島県

福島県立テクノアカデミー○○

代表者 校 長 ○○ ○○ 印

乙 住 所 △ △ △

氏 名 △ △ △

代表者 △△ △△ △△ 印

別記

離職者等再就職訓練（知識等習得コース）業務委託仕様書

（年度またぎ用）【参考】

※資料 8 - 4 のとおり

第1号様式

委託訓練実績報告書
※（開始年度報告用・終了年度報告用）

福島県立テクノアカデミー〇〇
校長 〇〇〇〇 様

年 月 日

- 1 受託者名
住所
名称・代表者
- 2 委託業務の名称 離職者等再就職訓練（知識等習得コース）業務
- 3 訓練科名 〇〇〇科[コースNo.]
- 4 委託期間 年 月 日～ 年 月 日
- 5 本業務による訓練生の状況

受講No.	氏 名	出席日数 (出席時間)	内 訳 等
1		日 (時間)	
2		日 (時間)	
3		日 (時間)	
4		日 (時間)	
5		日 (時間)	
6		日 (時間)	

(添付書類) 第2号様式 訓練生出席簿
第3号様式 指導日誌

第 2 号様式 訓練生出席簿 (略)

第 3 号様式 指導日誌 (略)

離職者等再就職訓練（日本版デュアルシステムコース）業務委託契約書（案）

【参考】

委託業務の名称 離職者等再就職訓練（日本版デュアルシステムコース）業務

訓練科名 ○○○科 [コースNo.]

委託期間 訓練着手 年 月 日

訓練履行期限 年 月 日

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「△△△」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

第1条 乙は、別記「仕様書」に基づき、第2条に定める委託費（以下「委託費」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

（委託費の内訳）

第2条 委託業務の実施に必要な経費は委託訓練生（以下「訓練生」という。）一人当たりの単価とし、下表（外税）のとおりとする。

区 分	単 位	予定人員	単価（外税）
訓練実施委託費	月	人	〇〇, 〇〇〇円
訓練導入講習費	人	人	〇, 〇〇〇円
評価手数料	人	人	〇, 〇〇〇円

「月」とは、訓練開始又は、それに相当する日を起算日とし、翌月の応当する日の前日までの区切られた期間とする。

（契約の保証）

第3条 福島県財務規則第229条第1項第16号の規定により契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第4条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利又は義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は請け負わせてはならない。

（一括再委託等の禁止）

第5条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(委託業務処理状況の報告等)

第6条 甲は、委託業務の適正な実施を確保するため、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。乙はこれを正当な理由がなく拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

2 甲は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施に必要な是正を命ずることができる。乙は、是正を命じられたときは、遅滞なく当該是正を行い、すみやかに甲に是正完了の届けを提出して再調査を受けなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託費の額又は履行期限を変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。ただし、訓練生数の減による中止又は変更に関しては損害賠償の対象としない。

(乙の請求による履行期限の延長)

第8条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第9条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第10条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から遅延日数1日につき委託費の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

(訓練実施報告等)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、処理成果を記載した委託訓練実績報告書に委託訓練生出席簿及び指導日誌を添えて、それぞれ甲が指示する日までに提出しなければならない。

2 甲は、前項の委託訓練実績報告書を受領したときは、その日から10日以内に委託訓練の内容及び当該委託業務における職業訓練の受講実績について検査を行わなければならない。

- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、職業訓練の受講実績について調査を命じられたときは、遅滞なく当該調査を行い、甲に調査完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。
- 4 訓練期間が3か月を超える場合は業務完了前であっても、乙は、終了した3か月間を単位として報告し、調査を受けることができる。この場合の報告書類及び検査については上記1から3の規定を準用する。

(委託費の支払い)

- 第12条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託費の支払いを請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から30日以内に乙に対して委託費を支払うものとする。

(契約の解除)

- 第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託費を支払わない、若しくは支払している委託費の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第4条及び第5条の規定に違反したとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき若しくは暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年経過しない者であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に

対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (4) 前3号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の部分又は一部が解除された場合。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人。

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人。

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等。

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第10条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日(乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日)までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(談合による損害賠償)

第16条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号の一に該当するときは、第13条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、(1)又は(2)のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6、又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（関係書類の整備）

第17条 乙は、委託業務に係る収支、職業訓練、就職支援の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、これらを保存しなければならない。保存期間は契約終了年度の翌年度から起算して5年後の年度末日までとする。

（補則）

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

（紛争の解決方法）

第19条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

（書面契約による場合）

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

（電子契約による場合）

この契約の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

（以下は該当する場合に記載すること）

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

年 月 日

甲 住 所 ○ ○ ○

氏 名 福島県

福島県立テクノアカデミー○○

代表者 校 長 ○○ ○○ 印

乙 住 所 △ △ △

氏 名 △ △ △

代表者 △△ △△ △△ 印

別記

離職者等再就職訓練（日本版デュアルシステムコース）業務委託仕様書

【参考】

※資料 8－5 のとおり

第1号様式

委託訓練実績報告書

福島県立テクノアカデミー〇〇
校長 〇〇〇〇 様

年 月 日

1 受託者名

住所

名称・代表者

2 委託業務の名称 離職者等再就職訓練（日本版デュアルシステムコース）業務

3 訓練科名 〇〇〇科[コースNo.]

4 委託期間 年 月 日～ 年 月 日

5 本業務による訓練生の状況

受講No.	氏 名	出席日数 (出席時間)	職場実習 の状況	内 訳 等
1		日 (時間)		
2		日 (時間)		
3		日 (時間)		
4		日 (時間)		
5		日 (時間)		
6		日 (時間)		

(添付書類) 第2号様式 訓練生出席簿
第3号様式 指導日誌

第2号様式 訓練生出席簿（略）

第3号様式 指導日誌（略）

別紙

受 領 確 認 書

下記企業実習における能力評価を受け、職業能力証明シートを受領いたしました。

記

1 訓 練 科 名

2 座学訓練施設名

3 訓 練 期 間 年 月 日から 年 月 日

4 実習先事業所名

5 添 付 資 料 職業能力証明シートの写し 1 部

年 月 日

(訓練実施機関代表者) 様

訓練生氏名 _____ 印

(自署の場合は押印不要)

障がい者委託訓練（〇〇コース）業務委託契約書

委託業務の名称 障がい者委託訓練（〇〇コース）業務
 訓練科名 〇〇〇科[コースNo.]
 委託の期間 訓練着手 年 月 日
 訓練履行期限 年 月 日

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「△△△」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

第1条 乙は、別記1「仕様書」に基づき、第2条に定める委託費（以下「委託費」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

（委託費の内訳）（※）職場実習にかかる委託費

第2条 委託業務の実施に必要な経費の単価は、下表のとおりとする。（外税）

区 分	単 位	予定人員	単価（外税）	委託契約額（外税）
委託費	月	人	〇 〇 〇 〇 円	〇 〇 〇 〇 円
（※）職業能力講座委託費	日	人	〇 〇 〇 〇 円	〇 〇 〇 〇 円
（※）職場実習にかかる委託費	人	人	〇 〇 〇 〇 円	〇 〇 〇 〇 円

「月」とは、訓練開始又は、それに応答する日を起算日とし、翌日の応答する日の前日までの区切られた期間とする。「委託契約額」とは、1人当たりの単価に訓練月数を乗じた金額とする。

（※障害者向け日本版デュアルを実施する場合等、必要に応じて欄を設けること）

（※ただし、職業能力講座委託費は訓練生1人あたりの上限額は、8,000円とする。）

（契約の保証）

第3条 福島県財務規則第229条第1項第16号の規定により契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、書面による甲の承諾を得ないで、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（一括再委託の禁止）

第5条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(委託業務処理状況の報告等)

第6条 甲は、委託業務の適正な実施を確保するため、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。乙はこれを正当な理由がなく拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

2 甲は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施に必要な是正を命ずることができる。乙は、是正を命じられたときは、遅滞なく当該是正を行い、すみやかに甲に是正完了の届けを提出して再調査を受けなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託費の額又は履行期限を変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。ただし、訓練生数の減による中止又は変更に関しては損害賠償の対象としない。

(乙の請求による履行期限の延長)

第8条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第9条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第10条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から遅延日数1日につき委託費の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

(訓練実施報告等)

第11条 乙は、訓練実施委託業務を完了したときは、処理成果を記載した委託訓練実績報告書に訓練生出席簿及び指導日誌（並びに面接指導報告書※オンライン訓練及びeラーニングコースの場合のみ記載）を添えて、それぞれ甲が指示する日までに提出しなければならない。

2 甲は、前項の委託訓練実績報告書を受領したときは、その日から10日以内に委託訓練の内容及び当該委託業務における職業訓練の受講実績について検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、職業訓練の受講実績について調査を命じられた

ときは、遅滞なく当該調査を行い、甲に調査完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(訓練実施委託費の支払い)

第12条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託費の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から30日以内に乙に対して委託費を支払うものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除し、委託費を支払わない、若しくは支払っている委託費の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が解除を申し出たとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき若しくは暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年経過しない者であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(5) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的避難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(6) 前5号のいずれかに該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって

契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に支払わなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に支払わなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人。

(2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人。

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等。

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第10条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日(乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日)までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(談合による損害賠償)

第16条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、第13条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを支払わなければならない。ただし、(1)または(2)のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(関係書類の整備)

第17条 乙は、委託業務に係る収支、職業訓練の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、これらを保存しなければならない。保存期間は契約終了年度の翌年度から起算して5年後の年度末日までとする。

(補則)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第19条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

(電子契約による場合)

この契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

(以下は該当する場合に記載すること)

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

年 月 日

甲 住所 ○ ○ ○
氏 名 福島県
福島県立○○
代表者 校長 ○○ ○○ 印

乙 住所 △ △ △
氏 名 △ △ △
代表者 △△ △△ △△ 印

別記

障がい者訓練業務委託仕様書

【参考】

※資料 8－6 のとおり

第1号様式

委託訓練実績報告書

福島県立〇〇 校長〇〇様

年 月 日

1 受託者名

住所

名称・代表者

2 委託業務の名称 障がい者委託訓練（〇〇コース）業務

3 訓練科名 〇〇〇科[コースNo.]

4 委託期間 年 月 日～ 年 月 日

5 本業務による訓練生の状況※eラーニングコースの場合、出席日数及び出席時間をそれぞれ訓練日数及び訓練時間に読み替える。

受講No.	氏 名	出席日数 (出席時間)	障がい種別	職場実習 の有無	備 考
1		日 (時間)			
2		日 (時間)			
3		日 (時間)			
4		日 (時間)			
5		日 (時間)			
6		日 (時間)			

(添付書類) 第2号様式 訓練生出席簿

第3号様式 指導日誌

第4号様式 面接指導報告書※オンライン訓練及びeラーニングコースの場合のみ

職場実習実施報告書（参考）

■訓練実施機関名	
■訓練科名	
■訓練コース番号	

※不明な場合は空欄可

◎訓練開始後に訓練を中途退校した者も含めて記載してください。

※受講者に見せないこと

	受講者名	職場実習を行った事業所名（実施日）	職場実習内容	職場実習の合計時間数
1	あ	●●（XX年XX月XX日～XX月XX日（◎時間））	〇〇	◎時間
2	い	●●（XX年XX月XX日～XX月XX日（◎時間））	〇〇	◎時間
3	う	●●（XX年XX月XX日～XX月XX日（◎時間））	〇〇	◎時間
4	え	●●（XX年XX月XX日～XX月XX日（◎時間））	〇〇	◎時間
5	お	●●（XX年XX月XX日～XX月XX日（◎時間））	〇〇	◎時間
6	か	●●（XX年XX月XX日～XX月XX日（◎時間））	〇〇	◎時間
7	き	●●（XX年XX月XX日～XX月XX日（◎時間））	〇〇	◎時間
8	く	●●（XX年XX月XX日～XX月XX日（◎時間））	〇〇	◎時間
9	け	●●（XX年XX月XX日～XX月XX日（◎時間））	〇〇	◎時間
10	こ	●●（XX年XX月XX日～XX月XX日（◎時間））	〇〇	◎時間
11				
12				
13				
14				
15				

（注）受入先事業所及び受講者の確認票を添付すること。

職場実習実施報告書 受入先事業所確認票(参考)

■訓練実施機関名			
■訓練科名		■訓練コース番号※	

※不明な場合は空欄可

1 受入先事業所名(所在地)

株式会社〇〇(●県●市1-2-3)

2 受入日時

・令和〇年〇月〇日(〇)〇:〇から〇:〇まで(〇時間)

・令和〇年〇月〇日(〇)〇:〇から〇:〇まで(〇時間)

・

3 職場実習内容

4 受入受講者の氏名

1 あ	6 か	11	
2 い	7 き	12	
3 う	8 く	13	
4 え	9 け	14	
5 お	10 こ	15	

5 受入事業所担当者署名

上記の記載内容に間違いありません。

署名:

職場実習実施報告書 受講者確認票(参考)

■訓練実施機関名		
■訓練科名		■訓練コース番号 ※

※不明な場合は空欄可

1 職場実習を行った事業所名(実施日)

●● (XX年XX月XX日～XX月XX日 (◎時間))

2 職場実習内容

--

上記の記載内容に間違いありません。

署名:
